

平成29年度

社会福祉法人優秋会〔ふくろうの郷〕事業報告

地域密着型小規模特別養護老人ホーム「ふくろうの郷」は、平成24年1月18日、社会福祉法人優秋会として認可を受け、同年5月11日に羅臼町で初めて養護老人ホームとして開所、今年5月には5年を経過しようとしています。この間、地域の方々のご理解と行政のご支援を頂き、地域密着型の高齢者福祉施設としてなくてはならない施設になっておりますが、引き続き社会福祉法人としての使命を忘れず高齢者福祉サービスを推進していかねばなりません。

平成27年度には「介護保険制度の見直し・介護報酬の削減」等があり、施設運営が厳しい状況になりつつあります。また、介護・看護職員の人材確保が困難な状況にあることから、入居者一人ひとりへの質の高いサービスを提供するためにも介護及び看護スタッフの確保と処遇改善が急がれるところです。

社会福祉法人として公共性・非営利性が求められますが、事業の継続を確保するためには経営の効率化と安定化を図ることも重要なことでもあります。そして、良質な福祉サービスを提供するためには、介護と看護・調理部門が一層連携を強めて施設運営を進めていかねばなりません。

開所5年を経過するにあたり、改めて初心に帰り「ふくろうの郷」で働くすべての従業員が地域密着型の老人福祉施設として果たすべき役割を十分に認識し、地域のニーズに合ったより良いサービスを提供するため、平成29年度においても下記の「施設運営の基本理念」と「利用者の処遇目標」に沿った施設の運営に努めてまいります。

1 施設運営の基本理念

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重するとともに常に利用者の立場に立って安心安全な介護サービスを提供するよう努めます。
- (2) 明るく家庭的な雰囲気のもと、地域や家族との結び付きを重視すると共に羅臼町や他の関係機関との密接な連携に努めます。

2 利用者の処遇目標

施設は利用者の生活の場であることを念頭に置き、集団生活への調和と安全性に配慮しながら、利用者一人ひとりの個性や生活歴を尊重し、生活に楽しみを見出していただけるよう、できる限り個別の対応を行います。また、心身の健康と残存機能の保持に努め、穏やかで安定した生活の実現を目標とします。

(1) 介護

- ① 施設サービス計画書に基づいたサービスの実施を徹底するとともに、入居者の状況変化に合わせ、見直しを随時行います。
➡ 施設サービス計画（ケアプラン）は、概ね6ヶ月に一度の見直しをしており、入居者の状況変化に合わせて随時見直しを行っています。

- ② 入浴・食事・排泄の介護において、その内容について随時見直しを図り、利用者ひとりの心身の状態に応じた、安心・安全で快適な方法を目指します。
- ➡ 入浴は、身体機能に合わせて一般浴から機械浴へ変更、食事も入居者の状況により、常食から刻み・みじん・ミキサー食に変更しています。排泄は、可能な限りトイレ誘導、自立に向けた支援と排泄パターンに合わせたおむつ交換を行っています。
- ③ 個々の利用者の身体状況やニーズに合わせた日課活動（誕生会等）を実施し、日常生活にリズムと潤いを持つようにします。
- ➡ 月別ごとのお誕生会の他、週1回程度のレクリエーションを実施しています。入所者へは、レクリエーション活動への参加を勧めています。
- ④ 家族等の方々の協力を得ながら、積極的に外出する機会を作っていきます。
- ➡ 桜の花見、ウトロへのドライブ他、神社祭・知床開きの踊りの見学をしました。
- ⑤ 意思表示の困難な利用者には援助するときは、ご家族の意向を伺うとともに、その方の状態を見て何が必要とされるのかを絶えず検討していきます。
- ➡ 毎月、また必要に応じてケースカンファレンスを行い、個々の入居者への日常生活の介助・対応を行っています。
- ⑥ 創意工夫により身体拘束をしない介護を維持していきます。
- ➡ 毎月「身体拘束委員会」を開催。拘束0（ゼロ）に向けた対応を検討し、実施しています。
- (2) 看取りケアの実施に向けた検討
- 終末期であると利用者が医師から判断された場合、当施設で最後まで暮らすことを希望された利用者に対して、看取りケアの実施に向けた取り組みを進めます。
- ➡ 一昨年から看取りケアの実施に向けた研修を積み重ねてきており、昨年から看取り介護が実施されています。今後も入所時における本人・家族等への説明を行うとともに現在、入居されている家族への周知と説明が必要と思われます。
- (3) 快適生活空間整備（整理整頓、動線の創意など）
- 利用者のベッド周りから、居室、共有部分、スタッフルームを始め倉庫に至るまで、職員全員が整理整頓に努め、動線を短くするなど創意工夫をして、利用者に寄り添い、支援しやすい環境整備に努めます。
- ➡ 各階のユニットごとに整理整頓を行い、利用者への日常生活の支援がしやすい住環境の整備を行っています。
- (4) 保健衛生及び医療ケアの推進
- ① 嘱託医による診察を定期的実施します。

併せて看護職員による日常の健康状態の把握、保健衛生指導を行います。

➡ 嘱託医による訪問診療を月2回実施しており、看護職員を中心に入所者の健康状態を把握し、保健衛生の取組をしています。

② 疾病等で医療措置が必要な場合は、原則として協力病院である（知床ろうす国民健康保険診療所）に治療を要請します。

➡ 行っています。

③ 利用者の身体状況に応じた方法によって、週2回の入浴または清拭を行います。

➡ 行っています。

④ 衛生管理を徹底し「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」に基づき感染症予防に努めます。

➡ 行っています。

⑤ 感染症予防の一環として、利用者はもとより、本年度も全職員に対するインフルエンザ接種を行うこととし、また、全職員を対象とした感染症施設内研修を実施します。

➡ 施設の全職員がインフルエンザの予防接種を実施しています。また、「感染・褥瘡委員会」を開催するとともに介護スタッフ全員が参加する内部研修において感染症予防の研修を実施しています。

(5) 給食

① 低栄養状態の予防・改善を図るため、栄養士は各入所者の栄養アセスメントの結果に基づき多職種と連携・協働で栄養ケア計画を作成し、計画に沿った食事を提供します。

➡ 29年4月、栄養士の確保により9月から手作り給食が再開されました。給食会議を開催し、他職種の連携により入所者に喜ばれる食事提供に務めています。また、差し入れされる地元の海産物を使った献立も好評です。この手作り給食の再開に伴い、給食献立の経費が大幅に節減されています。

② 食事開始時間は、朝食7時30分、昼食は11時30分、夕食は5時00分を原則とし、午後3時に提供するおやつも含め、入所者の状態等により食事時間が変更となる場合は、適切に保管のうえ提供することにします。

➡ 食事の開始時間は、朝食7時30分、昼食は11時30分、夕食は午後4時30分としています。入所者の体調等の状況により、早出しを行っています。

③ 入所者の低栄養状態等の予防・改善のため、栄養士は各ご利用者の栄養所要量を満たしつつ、入所者の嗜好や季節の献立を作成するとともに、医師の発行する食事箋に基づいた治療食や嗜好等による代替食など、ご利用者の状況にあった食事とします。

➡ 看護・介護スタッフ等と連携して各入所者の食事の摂取状況を把握し、低栄養状態とならないように務めています。また、入所者の状況に応

じてお粥のほか、ミキサーなど食べやすい状態の食事を提供しています。

- ④ 経口摂取の維持のためのサービスを行うとともに、嚥下困難なご利用者に対しては、できるだけ口から食事摂取が維持できる食事を提供します。

➡ 行っています。

- ⑤ 食事は、主食と副食に分けて、次により実施します。

- ・主食 米飯 粥 ミキサー
- ・副食 常食 きざみ みじん ミキサー

➡ 個々の入所者の状態によりトロミ剤を使用するなど、食事介助が必要な入所者の対応を行っています。

(6) 入浴について

- ① 入浴は、毎週2回を原則とします。なお、入浴形態は、個浴・機械浴とし、入所者個々の状態に最も適した浴槽を使用します。

➡ 週に2回の入浴を行っています。個人浴が困難な入所者は機械浴へ変更しています。入所者の介護度が上がってきていることに伴い、機械浴の方が増え、介護スタッフの入浴介助の負担が増加しています。

- ② 健康状態により看護師の指示に基づいて入浴を中止するご利用者に対しては、清拭を実施します。

➡ 実施しています。

(7) 排泄について

- ① 排泄は、入所者一人ひとりの心身状況に合わせて個別に対応し、できるだけトイレでの排泄が維持できるように支援します。

➡ 実施しています。

- ② 居室での排泄介助にあたっては、人としての尊厳に気を配りドアを閉める等プライバシーに配慮し、身体機能に最も適した方法で行います。

➡ 実施しています。

(8) 着脱

着脱介助にあたっては、ご利用者の身体状況を熟知したうえで、不適切に身体を動かさない等、脱臼・骨折等の事故が発生することのないように行います。

➡ 実施しています。

(9) 移乗について

移乗介助にあたっては、移乗時の打撲・骨折等に十分に注意する。安全・安楽に移乗介助が行われるよう、スライディングボード等に留意し、点検を日頃より適切に行います。また、車椅子のブレーキ・タイヤの状態等に留意し、日頃より点検を適切に行います。

➡ 実施しています。

(10) 体位変換

体位変換の必要なお利用者に対しては、脱臼・骨折等の事故に留意のうえ、適切に行い、褥瘡の予防・治癒に努めます。

➡ 実施しています。

* (8)・(9)・(10) 29年度、2件の骨折事故が発生。 入所者の高齢化と介護度が上がっていることから、介護時における骨折の可能性も高くなってきています。 日常の着脱・体位交換等の介助において十分に注意して行うとともに移乗時には複数で行う等の対応をしています。

(11) 外出支援

散歩、買い物等の外出支援を積極的に行うように努めます。

➡ 実施しています。

(12) 健康管理

① 常に(入居者の)体調の変化に留意し、生活相談員との連携を密にして必要な医療処置、疾病の予防等、健康管理に努めます。

➡ 実施しています。

② 生活相談員は、日常生活のなかでご利用者の心身状態を注意深く観察し、看護師との連携のもと早期発見・早期治療に努めます。

➡ 実施しています。

③ 入所者が服薬中の薬剤については看護師が管理し、服薬介助にミスのないように十分に注意します。 また、看護師はご家族等の同意の下に薬剤情報提供書を取り寄せ、薬剤についての情報を的確に介護員に伝えます。

➡ 入所者の介護度が高くなっており、服薬困難な入所者が増えています。このため、薬に係る事故(ミス)も増加傾向にあることから「服薬マニュアル」を徹底するための内部研修の充実が求められています。

(13) 個別機能訓練について

① 入所者が日常生活を営むのに必要な身体機能を改善し、また、その減退を防止するため、個々のご利用者の機能訓練計画を策定し、定期的に評価と見直しを図ります。

➡ 個々の入所者の機能訓練計画の策定には、至っていません。

② レクリエーション、行事、ご利用者の有する能力を活用した介護等を通じて身体機能の維持を図るための必要な訓練を行います。

➡ レクリエーション・行事等で軽い運動を行うとともに、食事前に誤嚥予防のための「パタカラ体操」を実施しています。

(14) サービスの向上について

① 自己点検と相互点検を通して、サービスの基本である接遇マナー(あいさつ・笑顔・丁寧な言葉使い等)の向上に努めます。

➡ 介護職員の新規採用時、介護スタッフの内部研修において接遇マナーの研修を実施しています。また、各ユニット会議において点検を行い向

上に務めています。

3 施設の運営・管理について

(1) 入所者の決定について

入所に関して透明性・公平性を確保するために、行政も委員として参加している「ふくろうの郷入所判定委員会」を年4回開催し、入所者を決定します。

➡ 29年度、4回(3ヶ月に1回)の開催。透明性、公平性を確保の上、入所者の決定を行っています。

(2) 苦情処理及び個人情報保護について

① 苦情解決責任者(施設長)並びに苦情受付担当者(生活相談員)は、苦情に対して、誠意ある態度で真摯に受け止め、解決を得る様に努めるとともに、改善すべきことは、施設として早急に取り組むこととします。

また、必要に応じて、外部委員によって構成されている「苦情解決委員会」に諮り、公平中立の立場に立った適正な解決に努めます。

➡ 29年度の苦情件数は0件です。

② 全ての職員は個人情報を適切に管理し、ご利用者及びご家族から予め同意を得ない限り、ご利用者及びご家族の個人情報を第三者に提供しないものとする。

➡ 適正な情報管理を行っています。

(3) 身体拘束及び虐待防止について

① 高齢者虐待防止対応支援マニュアルに基づき、「身体拘束委員会」による研修を通して高齢者の身体拘束及び虐待防止を推進します。

➡ 「身体拘束・虐待廃止委員会」を毎月開催。介護スタッフの内部研修時においても研修を行っています。

(4) 運営協議会の開催及び家族会との連携について

運営協議会及び家族会を開催し、施設運営等について説明するとともに、意見交換・交流により、施設運営等について理解と協力を得るよう努めます。ご家族等とはご利用者の体調変化など日頃より連絡を密にし、相互信頼関係を築くよう努めます。

➡ 「運営協議会」を2ヶ月に1回、計6回開催しました。家族会については、開催が出来ませんでした。入所者家族とは、日頃から綿密に連絡を取るなどして相互の信頼関係を築くように務めています。

(5) 広報活動

家族会だよりを毎月1回発行しご家族の皆様に配布します。

さらに、ホームページを活用し、定期的に施設の最新情報を発信していきます。

➡ 「ふくろうの郷だより」を毎月発行、郵送して入所者の状況やイベント情報のお知らせをしています。ホームページによる活用は不十分でした。

(6) 業務の見直しと改善について

- ① 良好なサービスを提供し、業務を効率的・効果的に行うために、関係職員は、常に各種業務の見直しに努めます。
 - ➡ 介護に係る業務の見直しは、毎月実施している各階のユニット会議において行っており、一般事務、施設管理、給食関係における業務見直しは随時行っています。
- ② 有給休暇の取得向上等、残業の解消等労務管理を改善し、職員のモチベーションが低下しないよう努めます。
 - ➡ 介護職員の有給休暇の取得向上については、慢性的な人員不足により取得が難しい状況が続いています。残業についても、病休等により残業の解消改善が出来ないことから介護スタッフの確保、充実が求められています。

(7) 職員の健康管理及び労働災害の防止について

各セクションの責任者は、職員の身体面・精神面の負担等を常時観察し、心身の健康管理を行うとともに労働災害の防止に努めます。また、業務中に発生した災害については速やかに対応し、状況によっては労働災害保険の申請手続きを行います。

- ➡ (6)-②のとおり介護職員の不足により労働環境は、悪化傾向にあることから心と身体の健康管理が重要な課題と認識しています。業務中の災害は昨年12月、退勤後の転倒〜ケガについて通勤中の労働災害として手続きを行いました。

(8) 火災の予防と訓練について

防火管理者は、「消防防災管理委員会」と合で、防災設備及び防災用具等の確保と点検を定期的実施するとともに、火災・地震等の災害に備えて「消防防災計画」に基づき、年2回の訓練を実施します。

また、町の防災訓練に合わせて防災訓練を年1回実施します。

- ➡ 防災設備及び防災用具等の確保については定期的実施しており、「消防防災訓練」を30年2月に2日連続の日程で実施しました。町の防災訓練については準備不足のため実施することができませんでした。

(9) 施設・整備の更新・改善

- ① 施設が新設され5年が経過することから、消耗が激しい器具備品等、施設機能維持のために、計画的な器具の改修・更新、建物の維持管理に努めます。
 - ➡ 使用頻度の激しい洗濯機・乾燥機の故障が相次いで起きており、その都度修理して使っている状況であり、業務用機器の導入も含めた計画的な更新が必要と思われます。
- ② 今年度も節電に努め不要個所の消灯を徹底する他、照明器具のLED化を計画的に推進する等、節電を図ります。
 - ➡ 各居室・共同スペースの照明器具シーリングライト46灯、事務室等11箇所の直管形15本をLEDに交換しました。引き続き節電に努めて

まいります。

4 短期入所生活介護（ショートステイ）について

介護保険の居宅サービスの一つであるショートステイは、在宅で介護するご家族の介護負担軽減を主目的とするサービス事業です。利用を希望されるご家族が多くおられるという状況を認識し、利用率向上のため空床ベッドを含め、できるだけ迅速・円滑にご利用者を受け入れるように努めます。

➡ 29年度のショートステイの実績は、5月に1名～21日・8月に1名～8日の計2名、延べ29日でした。いずれも入居者の入院に伴う空床ベッドを利用した受け入れでした。短期入所生活介護（ショートステイ）は、以前から地域住民の要望が多く寄せられていることから、ショートステイ用の2部屋と空床ベッドの活用も含めて受け入れできる態勢を早急に図ることが大きな課題です。